

みよし市特殊詐欺対策機器購入等補助金交付要綱を次のように定める。

令和4年3月24日

みよし市長 小山 祐

みよし市特殊詐欺対策機器購入等補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、特殊詐欺対策機器を購入等した者に対する補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 特殊詐欺対策機器 次に掲げるいずれかのものをいう。

ア 通話録音装置 固定電話機に取付け、通話内容を録音する装置で、電話着信時に通話内容を録音することを自動で相手に伝える機能を有するもの

イ 着信拒否装置 固定電話機に取付け、迷惑電話番号データベース（警察、自治体等から提供された迷惑電話番号のデータベースであって、着信拒否を判別するための電話番号情報が逐次蓄積されるものをいう。）に登録された迷惑電話を発信する電話番号からの着信を自動で判別し、着信を通知し、又は拒否する機能を有する装置

ウ ア又はイに掲げる機能を内蔵する固定電話機

(2) 解析サービス 固定電話機に通話録音機能付き端末を接続することにより録音した通話データを、音声ファイルを解析するサーバにて解析し、特殊詐欺の疑いがある場合に利用者の指定した電話番号及びメールアドレスに注意喚起の通知を送るサービスをいう。

(補助金の交付目的)

第3条 この補助金は、特殊詐欺対策機器の購入等に要する費用の一部を補助することにより、特殊詐欺対策機器等の普及を促進し、高齢者の特殊詐欺被害の未然防止を図ることを目的とする。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付対象者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 市内に住所を有し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき、本市の

住民基本台帳に記録されている者であって、補助金の交付を受けようとする年度の末日において65歳以上であること。

(2) 市税を滞納していないこと。

(3) みよし市暴力団排除条例（平成24年みよし市条例第35号）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

(4) 同一の補助対象経費に対する他の補助金の交付を受けていないこと。

（補助対象経費）

第5条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、特殊詐欺対策機器（以下「機器」という。）の購入に要する費用（機器の設置費、配送費等購入に伴う費用を除く。）又は解析サービスを利用するために必要な初期工事に要する費用で、1世帯につき機器1台又は初期工事1回までとする。

（補助金の額等）

第6条 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額とし、7,000円を限度とする。

2 前項に規定する額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（交付申請兼実績報告）

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、機器の購入日又は初期工事の完了日の属する年度の末日までにみよし市特殊詐欺対策機器購入等補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号。以下「交付申請書兼実績報告書」という。）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 機器の購入又は解析サービスを利用するための初期工事に要した経費の支払手続が完了したことを証する書類

(2) カタログ等、機器の機能又は解析サービスの内容が確認できるもの

(3) 住民票の写し（申請日前3月以内に発行されたもの）

(4) 市税の完納が証明されている納税証明書（申請日前3月以内に発行されたもの）

(5) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、交付申請書兼実績報告書に添付する書類のうち、公簿等により確認ができるものについては、当該書類の添付を省略することができる。

(交付決定及び通知)

第8条 市長は前条の規定による書類の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の交付を適当と認めるときは、予算の範囲内において交付を決定し、みよし市特殊詐欺対策機器購入等補助金交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第9条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた申請者(以下「交付決定者」という。)は、速やかにみよし市特殊詐欺対策機器購入等補助金交付請求書(様式第3号。以下「請求書」という。)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、請求書を受領したときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(市による調査)

第10条 市長は、補助事業の適正な実施を図るため、必要な範囲において、補助金の交付を受けた者に対して、補助金の交付を受けた機器の使用、解析サービスの利用等に関する調査等を行うことができる。

(交付決定の取消し等)

第11条 市長は、交付決定者がみよし市補助金等交付規則(平成13年三好町規則第2号)第14条各号のいずれかに該当する場合は、同条の規定に基づき補助金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の返還を請求するものとする。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前に、この要綱の規定に基づき交付申請がなされた補助金の交付に関しては、同日以後も、なおその効力を有する。